

「安中市空家等対策計画（案）」に対する意見（パブリックコメント）の結果について

○意見等の募集期間：平成 29 年 12 月 15 日（金）から平成 30 年 1 月 12 日（金）

○意見等の受付件数：1 件（持参）

1. 意見の概要及び市の考え方

(1) 「第 1 章 計画策定の背景と基本指針」

番号	ご提出いただいた意見の概要	市の考え方
①	計画策定よりも先行して、平成 29 年 7 月 1 日に「安中市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例」が施行されているが、本来条例は計画の具体的執行を担保するものとして作られるのではないかと懸念。基本となる計画が条例よりも遅れて策定となれば、相互の整合性が担保されずズレが生じるのではないかと懸念。条例の再検証も行うべきである。	本計画は「空家等対策の推進に関する特別措置法」第 6 条に規定される「空家等対策計画」として策定するものであり、「安中市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例」第 7 条の規定を策定根拠としてします。 対策計画と条例との関係につきましては、市が空き家対策を進めていく中で、社会情勢等も勘案しながら整合性を図り、必要に応じて検証等を行って参ります。
②	計画期間を 5 年としているが、時代の変化に適宜対応するためには計画期間を 3 年にすべきである。	計画期間は、市が取り組む空家等対策に対して一定の方向性と成果を検証する必要があるため、その適正期間として 5 年間としています。 なお、計画の内容に対する適切な進行管理を行い、状況の変化により計画期間に拘らず必要に応じて内容の見直しを図って参ります。
③	本計画の対象とする空家等の種類から、国及び地方公共団体が管理するものを除くとあるが、なぜ対象から外すのか。市が所管し管理しているものでも、適切に管理されていないものがある。対策	本計画における「空家等」の定義は、法に規定されたものであるため、国及び地方公共団体が管理する建物等は対象外としています。 市が所管する建物等については「安中市公共施設等総合管理計画」に基づ

	の対象とするべきである。	き対応を進めて参ります。
④	<p>公共施設において、使用実態が少人数に限られている場合には、より低廉な施設などへの転居を誘導し、空いた物件については状況に応じて適切な管理、用途の転用をするべきである。</p> <p>また、民間の共同住宅においても空室が目立つ「ほとんど空き家」な物件も数多くある。そこに住まう人たちは高齢者などの社会的弱者が多い。高齢者というだけで賃貸住宅への入居が困難な状況もあるのだから、「ほとんど空き家」な共同住宅についても対策の対象とするべきである。</p>	<p>公共施設の効率的な使用については、所管する部署においてより有効な手立てを検討し、場合によっては統合、廃止などの現実的な対応をしております。</p> <p>民間の共同住宅においても今後ますます利用者は減少することが見込まれており、「空き室」対策の検討も課題であると認識しております。社会情勢も考慮しながら、住宅政策を含め行政として少子高齢化社会に対応できる体制整備を検討して参ります。</p>
⑤	<p>計画の対象とする地区については市内全域としているが、地理的条件、地条件的条件がそれぞれ違う訳であるから、一律の適用は不合理である。また、様々な条件を勘案した空き家のマップを作成して、空き家全体の把握をするべきである。</p>	<p>ご意見のとおり、空き家対策において市内各地域にそれぞれ地理的条件等があり、市街地、山間地域など、その地域性に合わせた対策が必要であると認識しております。今後、国の交付金などを受ける際にも、計画に定められた地域要件等があるため、本計画ではその対象を市内全域としております。</p> <p>なお、独自の調査や寄せられた情報に基づく空き家の所在データの作成には取り組んでいるところであり、現状は市内利用だけの目的としているところですが、今後はそれら情報をより有効に広く活用することも検討して参ります。</p>

(2) 「第2章 空家等の現状」について

番号	ご提出いただいた意見等の概要	市の考え方
①	<p>空き家の現状（数値等）については、市で行った調査に基づくものではなく、国（総務省）が実施した統計資料を過去に遡って示した上で基礎データとしているが、より精度を高めて現状を把握するためには、市の過去の状況とその変化をより正しく把握するべきである。</p>	<p>計画内にお示しした空家等の現状については、平成25年に国が実施した「住宅・土地統計調査」を基礎データとしております。これは国が5年ごとに実施する調査であり次回は平成30年10月の実施が予定されております。</p> <p>ご意見のとおり、安中市の状況をより詳細に把握するためには、より精度の高い様々な角度からの情報の分析が必要であります。庁内各部局の連携強化を図り、専門家の意見も取り入れながら、市の置かれた状況をより詳細に把握しながら実効性の高い取り組みを進めていきたいと考えております。</p>
②	<p>平成28年度に区長会の協力を得て行った空き家の実態把握調査の結果を、現況把握の基礎データとしているが違和感を受ける。調査は、行政が明確な意思統一のもと、責任を持って調査に当たるべきであり空き家対策に対する熱意が感じられない。今後、加速度的に進行する空き家問題に対応するには、災害に対応する気概を持って取り組む必要がある。空き家対策は地域創造課で対応することで良いか。</p>	<p>平成28年度に区長会の全面協力のもとに行った空き家実態把握調査は、他の自治体が行った調査を参考としながら、最終的には民間企業への委託等ではなく、地域の実情を一番よく把握している区長を中心とした地域の皆様の協力を得て実施したいという考えから行ったものです。調査の実施に当たっては、市と区長会との間で意見交換を行い、必要に応じて各地区へ調査方法の説明にも伺いながら区長会と市との間に協力体制を構築したうえで実施しました。</p> <p>また、調査において寄せられた地域の中で問題となっている「Cランク」空き家については、地域創造課職員が現地へ赴き、その状況を再確認したうえで、所有者等への指導を行っております。</p>

		<p>ます。</p> <p>空き家対策は、区長をはじめとした所在地の方々のご協力をいただかないことには前進しません。今後も良好な協力体制を構築して取り組みを進めて参ります。</p> <p>なお、ご意見のとおり今後間違いなく増え続ける空き家への対策はより深化していくことと実感しております。地域創造課を相談窓口として、必要に応じて庁内各部署との連携を図りながら取り組みを進めて参ります。</p>
--	--	--

(3)「第3章 空家等の対策」

番号	ご提出いただいた意見等の概要	市の考え方
①	<p>空家等対策協議会の設置は必要か。委員が集まって協議する必要はなく、事案ごとに専門的な指導を受ければよいのではないか。</p> <p>例えば市街地の空き家対策であれば、市街地の再生と再開発を展望する事業でもある。ありきたりな協議会など必要はなく、市有地を含めた対策として市内部組織を横断した組織の編成こそが必要である。その際、土地開発公社の機能を活用することも検討すべき。</p>	<p>空き家対策には様々な要因の問題が複雑に絡まりあい、行政だけの力では太刀打ちできない困難なケースもあります。ひとつの案件に対し、各分野の専門家の皆様からのご指導を協議会の場で一度にいただくことで、より効果的な対応策を迅速に間違いなく実施できるものと考えていることから、協議会の設置は必要不可欠であります。</p> <p>また、ご意見のとおり市街地、山間地などそれぞれの地域の特性に合わせた対応も当然必要であり、ケースに応じてすでに設置済みの庁内検討委員会や各関係機関との連携も図りながら、対策への取り組みを進めて参ります。</p>

②	<p>空家等対策協議会委員への報酬については、公職の立場にある委員へは支払う必要はない。また、報酬は日額ではなく会議の実態に合わせて支払うべきである。</p>	<p>委員報酬につきましては、「安中市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づきお支払しております。</p> <p>また、同条例第4条の規定等に基づき、支給対象外の職にある委員へは、当然のことながら報酬はお支払いしておりません。</p>
---	---	--

【問合せ】

安中市役所 産業政策部 地域創造課 地域政策係

電話027-382-1111（内線2631）

Eメール：souzou@city.annaka.lg.jp